

# 明治初期茨城の統計事情

茨城県企画部統計課

## 府県統計書

我が国の近代統計は、明治3（1870）年9月に、「府県物産表」に関する太政官布告が民部省勸業寮から公布されたことが始まりと言われていています（統計の日の起源）。民部省は、府県に命じて米麦などの農産物、海産物や木材、鉱業生産物など産業製品の生産高を調べさせて集計しました。他にも戸籍法による人口調査や地租改正条令による土地調査など、軍や各省庁から府県を通じて様々な調査が実施されるようになります。

各府県においては、それぞれの記録を取りまとめて「管内一覧概表」「〇〇県一覧表」「〇〇県治一覧表」といった統計表を独自に作成するようになりました。明治9年10月に大蔵省が「地方統計表調整方及差出期限」を發して府県に統計表の提出を求めましたが、それぞれの府県ごとに内容はバラバラでした。明治17年9月に内務省が「府県統計書様式統一ニ関スル件」を發してからは様式がほぼ統一されました。この通達は明治26年に廃止されますが、その後も各府県では統計書の作成を続けました。

## 茨城県統計書のはじまり

本県は明治8年5月以前は、県央北部地域の「茨城県」と、県南東地域の「新治県」の一部、県南西城地域の「千葉県」の一部に分かれていました。それぞれの県では「茨城県一覧表（明治7年）」、「新治県一覧概表（明治6年、明治7年）」、「千葉県治一覧表（明治7年）」を作成していますが、まだ統計と呼ぶには数量的な項目は多くありませんでした。

明治12年10月には、ほぼ現在の県域となって初めてとなる「茨城県治一覧表」が作成されました。一覧表と言っても冊子形式で、明治10年と11年当時の地勢、人口、歳入歳出、物産などが多岐にわたって記載されています。特に物産は、「府県物産表」のように細かな品目の数量、価額、前年増減が各郡別に記載されていますが、残念なことに県の所蔵書は途中から欠けてしまっています。（参考1,2）

5年後の明治17年10月に「茨城県統計表（明治14・15年）」が刊行されました。内容はほぼ府県統計書様式に近いものとなります。翌年の明治16年版には「内務省頒ツ所ノ府県様式ニ依ル」と記されており、府県統計書様式の284項目のうち263項目が掲載されています。

なお、明治31年版には第16回統計書と記されていることから、明治14・15年版を第1回の茨城県統計書としていることがわかります。明治23年版と明治24年版は項目を絞った「県治一斑第1回」、「同 第2回」となりますが、明治25年版からは再び「茨城県統計書」に戻ります。

県統計書は、第二次大戦前後の一時期を除いて毎年発行され、昭和45年版からは「統計年鑑」となって現在に続いています。また、要約版の「県勢一斑」「県勢要覧」なども作られました。

国では明治14年に太政官に統計院が設置され、翌明治15年に第1回の「統計年鑑」が刊行されています。

## 統計書担当の組織

明治5年10月に「府県官制」が制定され、府県には知事又は権知事が置かれるとともに、同年11月の「県治条例」によって、府県庁内の分課、職員定数などが定められました。県庁の事務は庶務課、聴訟課、租税課、出納課の4課に分けられましたが、明治8年からは県治条例に代わって定められた府県職制章程によって庶務、勸業、租税、警保、学務、出納の6課となりました。

戸籍や農産物、税、警察、学務などそれぞれの主務課が調査した成果を取りまとめて、一覧表等を作成したのが統計書担当の始まりと考えられます。茨城県では、明治9年3月に庶務課から改められた第一課の中に8係があり、そのうちの職務係に属していた記録方編纂方が統計表等を作成したのではと推測されます。

明治初期は頻繁に組織が変更されたため、どのように統計担当が変遷したかはよく分かりませんが、職員録等を見ると明治16年と17年にだけ調査課に十数名の「統計掛」がありました。もしかすると内務省通達による新しい統計書を作成するための組織だったのかも知れません。

なお、茨城県統計書の発行元は、当初は茨城県とのみ記載されていますが、明治33年から知事官房、大正10年から知事官房文書課、大正15年に知事官房統計課となります。

統計担当課以外でも、勸業課で「茨城県勸業年報」（明治14年～、明治32年版以降は茨城県統計書に併合）を作成するなど、個別の統計書はそれぞれ主務課でも作成されていたようです。

## 県治一覧表の作成者

県治一覧表の諸言に「明治12年10月茨城県出仕 會田敬事職」と記されています。會田敬事は、明治14年3月の茨城県職員録に「庶務課 等外一等出仕 會田敬事 茨城」とある人物と見られますが、等外一等出仕は正職員ではないことなどから、課長などの責任者ではなく担当の一人だと思われます。その後の統計書には氏名の記載はありません。なお、内務省「地理局地誌課職員一覧（明治5～23カ年）」（東京大学史料編纂所）にも『茨城県士族 會田敬事』とあり（在籍期間は不明）、明治20～30年の茨城県職員録に土木課の技手、河川測量助手として『會田敬事』の名前があるのもすべて同一人物だとすれば、県治一覧表作成の前か後に内務省地誌課で測量に携わるなど、測量の知識があった人物だったのではと見られます。

また、明治12年の職員録に「整理科 八等属 津田信存 茨城」の名前があります。津田信存（1830～1892）は、明治維新後の彰孝館で大日本史の最後の編纂に携わった学者の一人で、県に任用（～明治18年10月）され、地誌や国史県史の編纂を行った人物です。明治16～17年の統計掛にも在籍しているので、統計書作成にも関与していたのかも知れません。

明治維新後には、新政府の指示によって各府県で一斉に測量や地誌、府県史の作成が行われたので、統計書の作成にもそのような人材が活躍したのではないかと考えられます。

## 郡町村の体制

統計書は、県庁内の主務課等への照会と郡町村からの報告を取りまとめて作成されました。

県内では、明治5年に村役人である庄屋、名主、年寄等を廃止して大区小区制が定められ、そ

れぞれに区長，戸長等が置かれました。明治8年の県内には12大区133小区がありましたが，区割りは不評で明治11年の郡区町村編成法で廃止され，旧来の郡ごとに郡長と町村に戸長（複数町村の場合は連合戸長）が置かれて，行政機関は県庁―郡役所―戸長役場の体制となりました。

明治13年には県内に142町2,048村があり，戸長が568人いたことから，平均すると1戸長あたり約4町村，戸数で280戸程度を管轄していたようです。戸長は自宅などを役場として副戸長，書記（筆生）数名とともに戸籍をはじめ様々な事務を行いました。

明治8年の県統合後，県庁には土浦支庁と下妻支庁がありましたが，明治11年12月からは支庁は廃止され郡役所ができました。当初は18郡のうち2郡合同の郡役所が4あり，14郡長（郡役所）で，各郡役所には十数名程度の書記が配属されました。職員名簿を見ると郡長や書記の多くは県庁や支庁の職員から任命されています。

郡長及び戸長には多くの職務がありましたが，県の明治15年7月28日丙第45号達「統計材料蒐集ノ際ノ注意」では、『統計ハ政治上其他諸般事物ノ結果ヲ証明スル重要ナ事件ナルニヨリ材料ノ計査最モ正確ナラサル可ラス元来正確ノ事実ヲ得ルハ当初材料蒐集ノ際注意ノ周到ナルト否トニ関スル儀ニ候條一層慎重ニ計査可比旨相達候事』と促しています。この頃には県が各種業務の報告，統計関係の様式を郡長戸長に示して，戸長が期限までに調査記入して郡役所へ提出し，郡長が管内分を取りまとめて県に報告するという流れができたようです。明治21年の市町村制制定，明治23年の郡県制制定によって，郡市町村の体制も段階的に整っていきます。

明治12年頃の茨城県



## 参考 1 明治期の統計書の項目

### <新治県一覽概表（明治 5 年）>（明治 6 年 5 月）

県庁位置，幅員，周囲，所管，区画，町村，管下石高，官積石高，民積石高，歳入，歳出，戸籍，出生，死亡，寄留，職分，職員，徴兵，賑恤，華族禄高，貴属禄高，学校，神社，巨刹，宗門，諸造稼人，舟，車，牛，銃器，灯台，湖沼，原野，官林，名邑，名山，大川，橋梁，港湾，岬角，島嶼，暗礁，城，城跡，故蹟，名勝，河岸場，渡船場，駄路，各地里程，郵便扱所，因獄，賊難，廢県，物産

### <茨城県治一覽表（明治 11 年）>（明治 12 年 10 月）

緒言，地勢，沿革，県庁，郡役所，裁判所，懲役署，因獄署，警察署分署，所管，疆域，距離，氣候，農時，高山，原野，官林，湖沼，大川，島嶼，岬角，港湾，暗礁，瀑布，漁場，塩浜，名勝，古蹟，古城跡，旧県，存城，廢城，公園，境標，遊里，揭示場，名邑，橋梁，津渡，河岸場，土功，旧専決村普請，官用地，官軍埋葬地，郵便局，県官，調理件数，吏員，神社，寺院，人口，兵役，学校，連担百口以上，賑恤，寄付金，授産，穀相場付所，博覧会，衛生，鉦砵，家畜，桑楮桐茶類，地益，勞力価，運輸賃，通運，牧場，牧畜，社倉，諸工場，船舶，車両，酒類税，營業税，印紙税，度量衡，蚕種，歳入，歳出，神社経費，定額，県税，賦金，警察費，貸付金，金禄公債，新旧公債，秩禄公債，学校病院収支，民費支出，警察報告，民事裁判，勸解，獄，所有地等級區別，輸入，輸出，物産（途中から欠落）

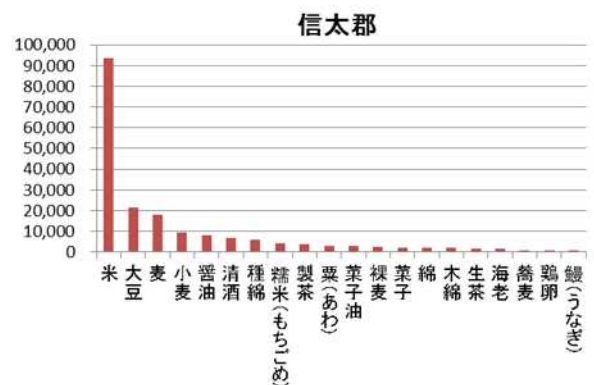
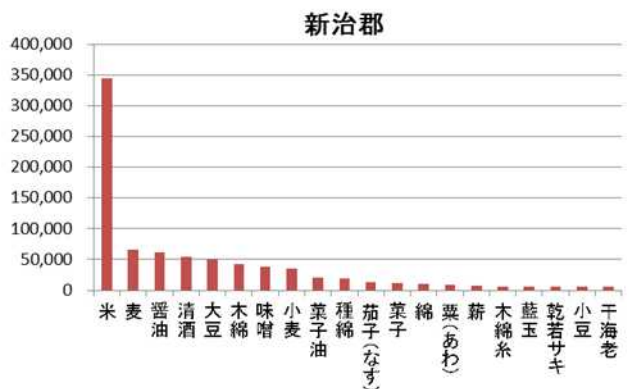
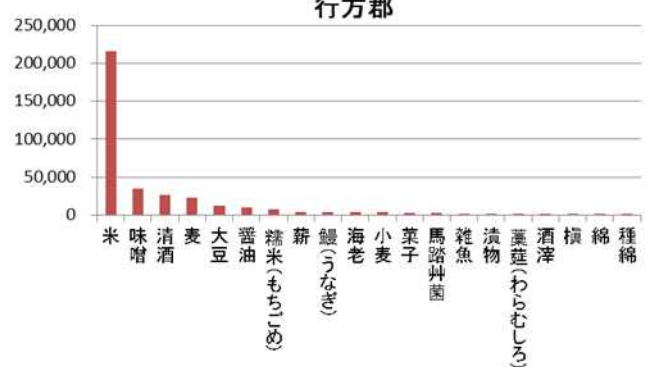
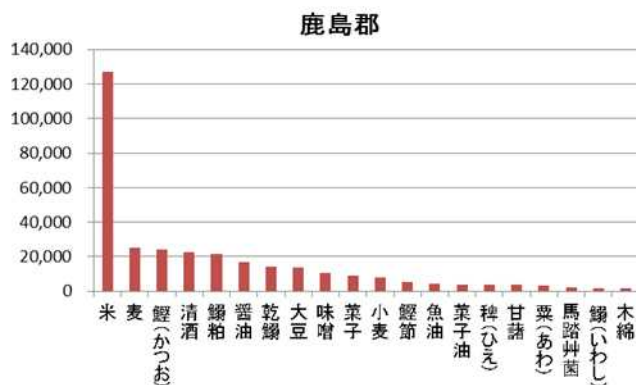
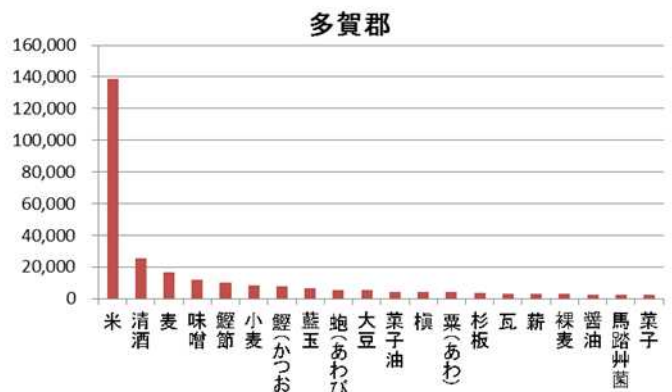
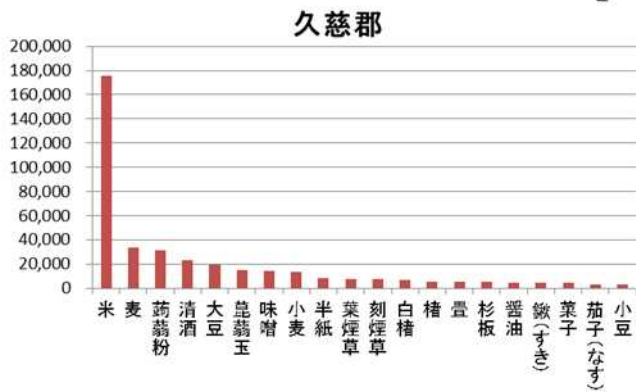
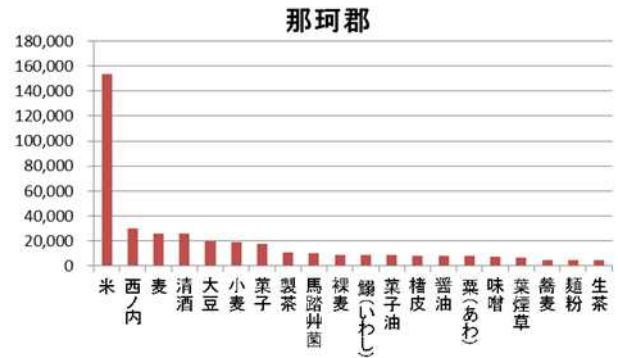
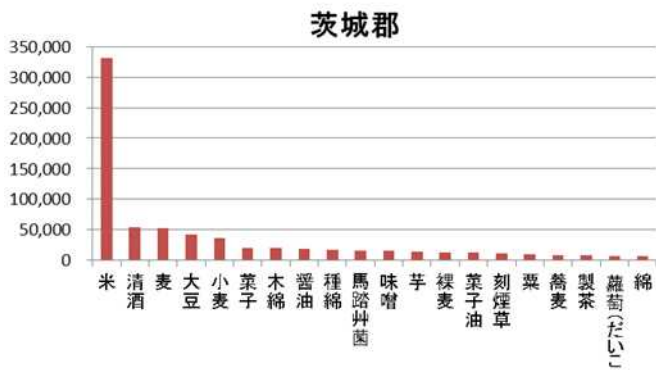
### <茨城県統計表（明治 14，15 年）>（明治 17 年 10 月）

凡例，目次，土地（位置，山嶽，原野，河川，池沼湖，氣象，区画，距離，耕地，宅地），戸数及人口（戸数，人口，軍員），農業（農産，農産試験，種苗交換，農事通信，被害），家畜（牛，馬，疾病，屠畜），山林（官林，民林，銃獵），漁業（漁人，漁舟，水産），鉦業（有鉦質，無鉦質，工業，製造），交通（陸路，水路，郵便及び通達），貨幣の融通（公債，銀行，為換，質店，地所建物の売買及書質人），賃金及び物価，商業（津物品の出入，貯蓄），慈惠及び褒賞，教育（小学，中学及師範学校，医学校，学費），図書及び新聞紙，社寺（神社及寺院，神官及住職），衛生（地方衛生会，医師及衛生委員，病院，疾病，薬舗及売薬），警察（警察署，賊難，就捕，人事，水火災，集合，貸席及娼妓，銃砲及弾薬），監獄（監獄署及吏員，囚人，工錢），土功（道路，橋梁，堤防），県会及び区町村会，県の歳入及び歳出（国費，地方税，賦金），町村の歳入及び歳出（普通協議費，特別協議費），国税（税金，吏員），県吏員及び文書（県官，市町村吏，文書）

### <茨城県統計書（明治 30 年）>（明治 31 年 12 月）

例言，目次，土地，戸数及び人口，農業，製造，水産，山林，土功，賃金及び物価平均，交通，貯蓄，慈惠及び恤救，褒賞，衛生，社寺，教育及び図書，警察，監獄，議会，県及び市町村歳出入，国税，官吏及び文書

参考2 明治10年の各郡の主要物産（「茨城県治一覧表」より作成 上位20品目 単位：円）



河内郡，筑波郡，真壁郡，相馬郡，岡田郡，豊田郡，結城郡，猿島郡，葛飾郡は欠。  
 明治11年12月の郡区町村編成法施行後に茨城郡が東茨城郡と西茨城郡に分割される。

### 参考3 参考図書, ホームページ

- 明治14年以降の茨城県統計書の内容が累年的に整理されています。  
「茨城県史料 近代統計編」(茨城県)
  
- 明治時代の府県統計書, 職員録等が見られます。  
国立国会図書館デジタルコレクション  
<http://dl.ndl.go.jp/>
  
- 各都道府県統計書データをオンライン版で検索できます。  
都道府県統計書データベース J-DAC ジャパンデジタルアーカイブセンター  
[https://myrp.maruzen.co.jp/j\\_dac/psol/](https://myrp.maruzen.co.jp/j_dac/psol/)
  
- 明治20年代の府県統計書等をもとにGISにて地図化したデータが見られます。  
歴史地理統計データ 筑波大学大学院 生命環境科学研究科空間情報科学分野  
<http://giswin.geo.tsukuba.ac.jp/teacher/murayama/datalist.htm>